

転校が決まったら・・・速やかに担任にご連絡下さい。

転出する場合

○ 市内の場合

協和中では・・・①在学証明書 ②転学生徒教科用図書給与証明書 を登校する最後の日お渡しします。



市役所または公民館・・・学校でもらった① ②の書類を持参の上、住民票の異動手続きをして下さい。転入先の学校名を確認する③就学児童生徒通知書が発行されます。



転入する学校・・・あらかじめ電話を入れ、学校に指定された日時に① ② ③を持参し転入手続きをとって下さい。

○ 市外の場合

協和中では・・・①在学証明書 ②転学生徒教科用図書給与証明書 を登校する最後の日にお渡しします。



市役所または公民館・・・住民異動届（転出届）を出し、③転出証明書を発行してもらいます。



転入する市町役所・・・住民異動届（転入届）を出します。（① ③ 印鑑を持参しましょう）窓口か教育委員会で④就学児童生徒通知書が発行されます。



転入する学校・・・転入する学校がわかったら、あらかじめ電話を入れ、指定された日時に① ② ④ を持参し転入手続きをとって下さい。